

長野県登山安全条例について

観光部 山岳高原観光課

1 制定の背景

- ◆ 山岳遭難件数は、平成 22 年から平成 25 年まで 4 年連続で過去最悪を更新
平成 26 年は減少したが、年間 272 件と過去 2 番目の多さ

山岳遭難防止対策検討会からの提言（平成 26 年 3 月）

登山者の多様化、初心者増加に対応し、県は登山者が遵守すべきルールを明示し普及すること

- ◆ 登山道一斉調査の結果 300 箇所以上の看過できない危険箇所を確認 ⇒ 登山道の集中整備が必要
- ◆ 平成 26 年 9 月 御嶽山噴火災害の発生 ⇒ 火山の防災の視点からの安全対策の必要性

2 条例のポイント

登山を安全に楽しむための環境を整備する。

- ◆ 登山は自己責任の原則を踏まえつつ、登山を安全に楽しむために、登山者が守るべきルールや県の責務・施策等を明確化
- ◆ 広範囲な山岳を対象に、現在任意である登山計画書の提出を、条例に根拠を持たせ広く呼びかけていく。（義務化とするが、罰則規定は設けない。）
- ◆ 山岳関係者、市町村、国、県等の関係者による山域の将来像を策定し、安全に登山するためのインフラである登山道や標識等を継続して整備していくことを規定
- ◆ 火山については、突然の噴火により多くの登山者が被災する可能性があり、必要な施策を規定

3 条例の概要

(1) 目的

登山の安全に関し

- ・ 県及び登山者等の責務等を明らかにする
- ・ 登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定める

日本を代表する
山岳県にふさわしい登山の安全対策
を総合的に推進

- ・ 登山者の本県への来訪及び滞在を促進
- ・ 本県の観光振興に寄与

(2) 対象となる登山者

里山を除く山岳を登山（遊歩道の通行を除く。）する者
ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者以外のもの

- ・ 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務
- ・ 山小屋等の設置又は運営の業務
- ・ 森林の整備、保全又は管理の業務
- ・ 自然公園の管理の業務

他

(3) 責務と役割

	対 象 者	責 務 又 は 役 割 の 内 容
責 務	県	・ 登山を安全に楽しむための施策の総合的な策定、実施
	登山者	・ 登山が常に遭難の危険を伴う行動であること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識
役 割	山岳遭難防止対策協会	・ 県や市町村と連携し、山岳遭難の未然防止 ・ 山岳遭難者の捜索及び救助
	山岳関係事業者 (山小屋事業者、索道事業者、 登山用品販売事業者等)	・ 登山者に対する安全な登山のための情報提供 等
	山岳関係団体 (山岳会等)	・ 登山者に対する安全な登山のための情報提供 ・ 登山者の登山に関する技術の向上の支援
	登山ガイド (信州登山案内人等)	・ 登山者に対する山の魅力の伝達 ・ 登山者の安全確保
	ツアー登山を実施する 旅行業者	・ ツアー登山に参加する登山者の安全確保 ・ ツアー登山に登山ガイドの同行

(4) 登山者の遵守事項

- ・ 山岳の特性を知り周知の準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- ・ 季節や気象状況に応じた服装をし、必要な装備品を携行すること。
- ・ その他「登山を安全に楽しむためのガイドライン」に定められた事項

(5) 県の施策

項 目	内 容
安全な登山のための啓発活動の推進等	・ 安全な登山のための情報の提供 ・ 「信州 山のグレーディング」の実施 ・ 山岳の魅力などの登山者が山岳を楽しむための情報の提供 他
外国語による情報提供	・ 外国人の登山者の安全を確保するための情報の提供 他
安全な登山のための環境整備	・ 山域の関係者と協働して山岳の環境保全及び適正利用の方針を決定 ・ 地域ごとの山域の将来像に基づいた登山道及び標識の整備を支援 他
山岳遭難者の捜索及び救助	・ 山岳遭難者の捜索及び救助体制の整備 他
火山災害における登山者の安全確保	・ 市町村による登山者の避難計画の策定に対する支援 ・ 市町村に対する火山現象に関する情報の提供 ・ シェルター等の避難施設や防災用品の整備に対する支援 他

(6) 登山計画書の届出

- ・ 指定登山道^{※1}を通行しようとするときは、あらかじめ登山計画書を知事に届け出ることを義務付け
- ・ 隣接県の行政機関、登山計画書を受け付ける団体^{※2}等に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
- ・ 県は登山計画書の届出を行いやすくするための必要な措置^{※3}を講ずるものとする。

※1：指定登山道・・・遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定

※2：日本山岳ガイド協会が運営するオンライン登山計画書届出システム「コンパス」を想定

※3：「コンパス」等の電子申請の普及、コンビニのマルチコピー機を利用した届出様式の出力・FAX 送信

(7) 山岳保険への加入

山岳を登山しようとする者の山岳保険への加入の努力義務を規定

長野県登山安全条例

平成27年12月17日
長野県条例第52号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 登山者等の遵守事項等（第11条・第12条）
- 第3章 基本的施策（第13条－第19条）
- 第4章 登山計画書の届出等（第20条－第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定めることにより、日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、もって登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登山者 山岳（里山を除く。以下同じ。）を登山（遊歩道の通行を除く。以下同じ。）する者をいう。ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者を除く。

ア 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務、非常災害に対処するための業務その他これらに類する業務

イ 山岳遭難の未然防止に関する業務

ウ 山小屋、避難小屋又は売店等の設置又は運営の業務

エ 森林の整備、保全又は管理の業務その他これらに類する業務

オ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の管理の業務その他これに類する業務

カ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第5項に規定する索道事業に関する業務

キ 公共工事に関する業務

ク 有害鳥獣の捕獲等の業務

ケ アからクまでに掲げるもののほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの

(2) 山岳関係事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 山小屋事業者又は避難小屋若しくは山岳に所在する売店等を運営する者

イ 鉄道事業法第34条の2第1項に規定する索道事業者

ウ 主として登山用品を販売する事業者
(県の責務)

第3条 県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(登山者等の責務)

第4条 登山者等（登山者及び山岳を登山しようとする者（第2条第1号ただし書に規定する者を除く。第21条及び第22条において同じ。）をいう。以下同じ。）は、登山が常に遭難の危険を伴うものであること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識し、安全な登山に努めるものとする。

(山岳遭難防止対策協会の役割)

第5条 山岳遭難防止対策協会（長野県山岳遭難防止対策協会及び地区山岳遭難防止対策協会をいう。次条及び第7条において同じ。）は、県及び市町村と連携し、山岳遭難の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助に努めるものとする。

(山岳関係事業者の役割)

第6条 山岳関係事業者は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供に努めるものとする。

2 山小屋事業者は、県、市町村及び山岳遭難防止対策協会が実施する山岳遭難者の捜索及び救助に協力するよう努めるものとする。

(山岳関係団体の役割)

第7条 山岳関係団体（登山の普及及び振興を目的として組織された団体をいう。第12条第2項において同じ。）は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供及び登山者の登山に関する技術の向上の支援に努めるものとする。

(信州登山案内人等の登山ガイドの役割)

第8条 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）第2条に規定する信州登山案内人等の登山ガイド（登山者に付き添って案内を行うことを業とする者をいう。次条第2項において同じ。）は、山岳に係る地理的及び自然的特性等並びに登山に関する知識の習得並びに登山に関する技術の向上に努め、登山者に対して山岳の魅力を伝えるときともに、登山者の安全確保に努めなければならない。

(ツアー登山を実施する旅行業者の役割)

第9条 ツアー登山（旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち山岳を登山することを目的とするものをいう。以下この条において同じ。）を実施する旅行業者（同法第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。次項において同じ。）は、当該ツアー登山に参加する登山者の安全確保に努めなければならない。

2 ツアー登山を実施する旅行業者は、当該ツアー登山に登山に関する十分な知識、技術及び経験を有する登山ガイドを同行させなければならない。

(市町村との連携協力)

第10条 県は、登山を安全に楽しむための施策の実施に当たっては、市町村と連携す

るとともに、市町村が実施する登山を安全に楽しむための施策に協力するものとする。

第2章 登山者等の遵守事項等

(登山者等の遵守事項)

第11条 登山者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- (2) 季節及び気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。
- (3) その他次条第1項に規定する指針に定められた事項

(登山を安全に楽しむための指針)

第12条 知事は、登山者が登山を安全に楽しむための指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、山岳関係事業者、山岳関係団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(安全な登山のための啓発活動の推進等)

第13条 県は、安全な登山のための情報の提供その他の登山者等に対する啓発活動を推進するものとする。

- 2 県は、登山者等が自らの体力、技術等に応じて登山することができるよう、登山道のグレーディング（登山に要する体力及び登山の難易についての評価をいう。）の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、登山者等に対し山岳の魅力を伝えるなど登山者等が山岳を楽しむための情報を提供するものとする。

(外国語による情報提供等)

第14条 県は、外国人の登山者の安全を確保するため、外国語による情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(山岳の環境保全及び適正利用の方針)

第15条 知事は、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される長野県山岳環境連絡会における協議を経て、山岳の環境保全及び適正利用の方針を策定するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第1項に規定する方針の変更について準用する。

(安全な登山のための環境整備)

第16条 県は、市町村、山小屋事業者等が、山域の将来像（山域ごとの特性を踏まえた山岳の利用のあるべき姿をいう。）に応じて実施する登山道その他必要な施設の整備を支援するものとする。

- 2 前項に規定する山域の将来像は、前条第1項に規定する方針にのっとり、山域ご

とに、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される山域連絡調整会議が定めるものとする。

（山岳遭難者の捜索及び救助）

第17条 県は、山岳遭難者の生命及び身体を保護するため、山岳遭難者の捜索及び救助を迅速に実施するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（火山現象による災害における登山者の安全確保）

第18条 県は、火山現象による災害から登山者の安全を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市町村による火山現象の発生時における登山者の避難計画の策定に対する支援
- (2) 市町村に対する火山現象に関する情報の提供及び市町村が実施する登山者等に対する火山現象に関する情報の提供の支援
- (3) 市町村等が実施する火山現象による災害に備えるための必要な施設、設備及び装備品の整備に対する支援

（財政上の措置）

第19条 県は、登山を安全に楽しむための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 登山計画書の届出等

（指定登山道）

第20条 知事は、遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定登山道として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨及びその区間を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、指定登山道の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

（登山計画書の届出）

第21条 山岳を登山しようとする者は、指定登山道を通行しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（第4項及び第5項において「登山計画書」という。）を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 登山の期間及び行程
 - (3) 装備品の内容
 - (4) 緊急時における連絡先
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の場合において、複数の者により構成される集団が同一の行程で山岳を登山しようとするときは、当該集団を構成する者のうち1人の者がこれを代表して届け出ることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、山岳（第3号にあっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する警戒地域内のもののうち規則で定めるものに限る。）を登山しようとする者が第1項各号に掲げる事項を次に掲げる

者に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- (1) 第1項各号に掲げる事項に係る届出を受け付ける団体で規則で定めるもの
- (2) 本県と隣接する県にある行政機関
- (3) 当該指定登山道が所在する市町村

4 知事は、登山計画書の届出の受理に関する事務を知事が指定する者に委託することができる。

5 県は、登山計画書の届出を行いやすくするための必要な措置を講ずるものとする。
(山岳保険への加入)

第22条 山岳を登山しようとする者は、山岳保険（山岳遭難者の捜索又は救助について負担する費用に対して保険金、共済金その他これらに類するものが支払われるものをいう。）に加入するよう努めるものとする。

第5章 雑則

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則

平成27年12月17日

長野県規則第56号

長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）第2条第1号のケの規則で定める業務は、次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体等の業務とする。

- (1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する電気工作物

附 則

この規則は、公布の日から施行する。